

《八千代市の事業者の皆様へ》

事業系ごみ適正処理と 減量のための手引き

～ 「ごみの減量化」と「再資源化」をすすめ
「循環型社会」をつくりましょう ～

令和元年11月



八千代市クリーン推進課
清掃センター

◎ 事業者の責務(事業所のごみは集積場所には出せません)

事業活動によって生じるごみ(以下、「事業系ごみ」という。)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)や八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(以下、「条例」という。)の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

そのため、家庭系ごみを収集するための集積場所へ事業系ごみを出すことはできません。

◎ 事業系ごみとは？

事業系ごみとは、飲食店や喫茶店、各種事務所、マンション等管理、店舗、旅館、ホテル、自営業、学校や官公庁等の事業活動(一般家庭以外)に伴って生じた廃棄物のことをいいます。

事業系ごみには産業廃棄物(以下、「産廃」という。)と事業系一般廃棄物という種類があり、産廃に該当しないごみを事業系一般廃棄物(以下、「事業系一廃」という。)といいます。(産廃の分類はP7~8の一覧表を参照ください。)

◎ 事業系ごみの出し方

産廃を出す際は、都道府県が許可した産廃処理施設に搬入しなければいけないので、市の処理施設(八千代市清掃センター)へ搬入することはできません。

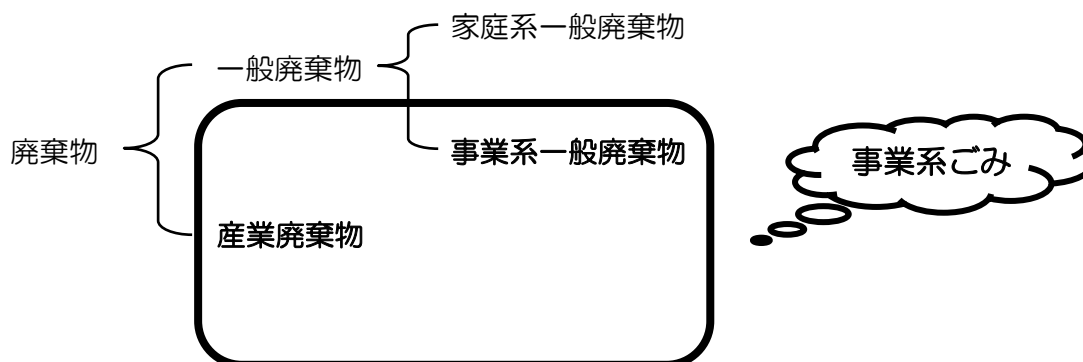
事業系一廃については清掃センターで受け入れることができます。

次頁以降、出し方等の詳細について、ご案内します。

◎ 八千代市指定ごみ袋は使用しないでください

八千代市指定ごみ袋は、家庭から出るごみを処理する際の費用を市民の方から一部負担していただくために作製しているものになります。

事業者の皆様がごみを捨てる際は、別の方法で処理手数料をお支払いいただきますので、指定ごみ袋を使用しないでください。



1. 事業系一般廃棄物の取扱いについて

◎ 事業系一廃の処理方法

処理するには、ふたつの方法があります。

① 自社で八千代市清掃センターに搬入する

② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する

※事業者の方が一般廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合には、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者・処分業者（以下、「許可業者」という。）へ委託しなければならないことが法律（廃棄物処理法第6条の2第6項）で規定されています。

☆処理する際の注意事項

- 分別を徹底してください。資源物（段ボール、雑紙、新聞等）や産廃が混入している場合、受入れをお断りします。
- 段ボールや紙袋に入れて搬入しないでください。これらは資源物になります。
- 中身が見えるように、透明または半透明で袋の容量が70ℓ以下のものを使用してください。（黒い袋や紙袋など不可視な袋は使用しないでください。）
- 本市では、従業員が休憩や昼食等で食べたプラスチック製の弁当がら・菓子等の包装についても事業所から発生する場合、産廃と位置付けています。

① 自社で清掃センター（八千代市上高野 1384-7）に搬入する場合

- 月曜日から金曜日（祝日を除く）までの午前8時30分～11時40分、午後1時～4時の間に搬入することができます。
- 搬入時間は厳守してください。混雑している場合もあるので、時間に余裕を持ってお持ち込みください。
- 搬入時に「廃棄物処分申請書」の提出が必要です。Web サイトでダウンロードできます。（URL：<http://www.city.yachiyo.chiba/content/000070108.pdf>）
- 市内業者であることがわかる公的な証明書等の提示が必要になります。

○ 事業系一廃の処理手数料の処理費用（従量制）

令和元年10月1日以降 10kgにつき 230円（税込）
※10kgに満たないときは、230円（税込）

令和2年1月1日以降 10kgにつき 270円（税込）
※10kgに満たないときは、270円（税込）

- 処理費用は計量後、現金にてお支払いください。

② 許可業者に収集を委託する場合

- 許可業者（下表参照）と収集に係る委託契約を締結してください。
- 費用は、市の処理手数料のほかに収集費用等がかかります。直接業者にお尋ねください。

No.	許可業者	所在地	TEL
1	(有)八千代塵芥社	八千代市神野 742	047-488-5438
2	(有)岡清掃	八千代市吉橋 2678-1	047-459-8388
3	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	03-5995-3701
4	山本産業(株)	柏市酒井根 2-6-11	04-7132-1878
5	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-5-38	047-443-0903
6	(株)京葉総業	船橋市高根町 2712-1	047-407-7500
7	(株)ハセガワ	習志野市大久保 1-6-2	047-473-1638
8	(有)タウンクリーン	佐倉市上志津原 1 6 2	043-309-8201
9	みどり産業(株)	市原市五井 9093-3	0436-22-2020
10	船橋興産(株)	船橋市高瀬町 31-2	047-433-5581
11	(株)ヤマウチ	船橋市三咲 3-6-13	047-448-5486
12	花園産業(有)	千葉市花見川区畑町 539-27	043-272-5253
13	(株)カ・ク・リ・ソ・ビ・ス	千葉市稲毛区山王町 289-1	043-423-3629
14	(株)北辰産業	四街道市四街道 1 5 4 4-2	043-489-7969
15	(株)ダスティ	千葉市若葉区みつわ台 5-1-98	043-257-7877
16	(有)橋本	習志野市東習志野 6-16-26	047-476-0123
17	(株)京葉エナジー	千葉市稲毛区長沼原町 7 1 6-2	043-250-8811
18	(株)市川環境インフラ	八千代市神久保 1 6 6	047-488-1888

《その他品目を限定して許可している業者》

- ・ 非感染性の紙おむつ

1	(株)サムズ	松戸市松飛台 286-5	047-387-0142
---	--------	--------------	--------------

- ・ 胞衣等

1	(有)市川胞衣社	市川市若宮 3-30-13	047-315-3840
2	習志野胞衣社	習志野市本大久保 1-3-5	047-472-8561

- ・ 剪定枝などの木くずのみ処分可 ※収集運搬業の許可はないので持込みのみ

1	中央木材産業(株)	八千代市米本 1129-3	047-488-3857
---	-----------	---------------	--------------

2. ごみの減量について

廃棄物処理法及び条例により、「事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、その減量に努めなければならない。」と規定されており、行政や市民だけではなく、事業者の皆様も「循環型社会」の形成のために重要な役割を担っています。

廃棄物の減量により、市清掃センター施設の延命化（焼却施設の負担減や埋立容量の遅行など）を図ることができ、適正な処理体制を維持できます。

また、事業者の皆様も、ごみの減量を図ることにより処理に係る経費の低減を図ることが可能です。

① 資源物の取扱いについて

● 紙類・繊維類

書類や書籍・雑誌（ビニールや金属の付いていない）、段ボール、新聞、紙パック、雑紙については、資源物として取扱いできるものになります。

また、（会社名や個人名の記入がない、汚れやにおいがついていない）衣類、タオルなどについても資源物として取扱いできるものになります。（ただし、繊維類については建設業や繊維工業に係るものは産廃に該当します。）

<八千代市で持込みのできる場所の例>

福田三商(株)（八千代市大和田新田494-6 ☎047-450-0021）

● びん類・缶類・ペットボトル

事業活動に伴い発生したびん類、缶類、ペットボトルについては、原則、産廃（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類）での取扱いになります。従業員の方が事務所で休憩や昼食等をとった際に発生したものを集めて捨てる場合についても、同様に産廃に該当します。

しかしながら、これらについては家庭から出るものと形状が変わりなく、資源物として処理できるものでもあります。

本市では、びん類、缶類、ペットボトルについては、1日につき1袋ずつであれば自己搬入（持込み）（透明または半透明なごみ袋で40ℓ以下）のみ清掃センターでも搬入を受け入れています。（処理手数料は事業系一廃と同じです。計量後現金にてお支払いください）

それ以上の量が出る場合は、市清掃センターへの搬入はできません。納入しているものであれば、納入業者に引き取ってもらうよう相談してください。できない場合は、資源物再生業者もしくは、ご契約している産業廃棄物の収集運搬業者にご相談ください。

② 水切りの実施（飲食店・スーパー・小売店等を営んでいる方へ）

飲食店等を営んでいる事業所の場合、調理や仕込みの食品残さや食べ残しなどの厨芥ごみ（生ごみ）が発生します。こういった厨芥ごみは多くの水分を含んでおり、重量がかさむ上に、燃焼の妨げにもなることから、焼却施設に負担がかかります。

日々の業務の中で、こういった水分をなるべく切って、排出していただくこともごみの減量に繋がります。

③ 食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べることができるのに捨てられる食品のことをいいます。例えば、賞味期限切れや限定商品の売れ残り（卸売・小売業等）や仕込みの残さや食べ残し（外食産業等）などが発生の原因として考えられます。

家庭系ごみ、事業系ごみのどちらにおいても、ごみの全体量のうち可燃ごみの量が多く、そのうち厨芥ごみ（生ごみ）の占める割合が多いことから、食品ロスの削減によってごみ全体の削減に繋がると考えられます。

外食産業においては、小盛りメニューを提供することで発生を抑制する。また、食べ残しがあっても持ち帰りをすすめるなどの声かけをすることで削減に繋がります。

他にも、宴会での食べ残しを減らす運動として「30・10（さんまる・いちまる）運動」（乾杯後30分間は席を立たずに料理を、お開き10分前になったら席に戻って料理を楽しみましょうというキャンペーン）というものがあり、飲食店等を営んでいる方は店舗内に掲示するなどして是非推奨していただきたいです。業種が当てはまらない方についても、職場の宴会や私生活での活用をお願いします。

3. 事業系ごみ出し方の例

◎清掃センターに廃棄物として搬入できるもの

区分	種類	取扱方法	排出先
紙類 *業種によっては産廃	ティッシュやペーパーナブキン、事務用インデックス等		清掃センター
	複写伝票、感熱紙、防錆紙、防湿紙、シール、シール台紙	資源化できる業者も増えているので利用のリサイクル業者に確認ください	清掃センター （資源化できる場合はリサイクル業者）
厨芥類（生ごみ） *業種によっては産廃	残飯、残菜	水分・油分を切って出す	清掃センター
紙おむつ	非感染性の紙おむつ	汚物は取り除く 感染性は不可	清掃センター
木・枝・草 *業種によっては産廃	剪定枝、刈り草、落ち葉	著しく大きいもの、多量に発生してしまった場合は市と協議	清掃センター

◎原則、産廃であるが例外的に制限を設け搬入できるもの

区分	種類	取扱方法	排出先
びん類・缶類・ペットボトル	飲料用のびん・缶・ペットボトル	透明・半透明な40ℓ以下の袋で 各種1袋/日	清掃センター (料金は事業系一廃の手数料に準じる)
蛍光管		30本/日	

※自己搬入（持込み）に限る

◎資源物としてリサイクルできるもの

区分	種類	排出先
紙類 *業種によっては産廃	段ボール, 新聞, 雑誌・カタログ, コピー用紙, 雑紙 (カレンダー・封筒・名刺・菓子等の空き箱・包装紙) 機密文書・シュレッダー紙	リサイクル業者へ 市内だと福田三商(株) 機密処理のできる業者
厨芥類 (生ごみ) *業種によっては産廃	残飯, 残菜	食品リサイクル業者へ
びん類・缶類・ペットボトル *原則産廃	飲料用のびん・缶・ペットボトル	リサイクル業者へ
紙おむつ	非感染性の紙おむつ	(株)サムズ (紙おむつの再資源化)
木・枝・草 *業種によっては産廃	剪定枝, 刈り草	中央木材産業(株) (木材等のチップ化)

※取扱方法等については、各リサイクル業者に確認ください。

◎注意が必要なもの

種類	取扱方法
プラスチック製の容器包装等 (弁当がら・ポリエチレン包装など)	従業員が個人的に購入したもの, 食堂等で出るもの, 店舗や施設で出るもの, 事務所や研修会等でまとめて購入したものでも, 事業所として排出する場合は産廃
木の幹	太さ (直径) 20 cm, 長さ 150 cm を超えるものは清掃センターに一度確認ください。
著しく大きいものや大量に出る場合	クリーン推進課または清掃センターに確認ください。

4. 産業廃棄物の取扱いについて

産業廃棄物とは、工場、事業所、商店などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち法律で定められた20種類の廃棄物のことです。（下表のとおり）

① 産業廃棄物の種類

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液などすべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くずなど
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ポタ、不良石灰、粉炭かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	①建設業に係るもの（紙くずの範囲と同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類など
		②貨物の流通のために使用したパレット（パレットを使用した物品を受取った場合は、受け取った業者の責任で処理）
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（紙くずの範囲と同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状不要物
(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	

もの	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 ※ブリーダーを営んでいる方が排出する犬等のふん尿も含む（畜産類似業）
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 ※ブリーダーを営んでいる方が排出する犬等の死体も含む（畜産類似業）
(20) 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えば、コンクリート固型化物）		

② 産業廃棄物の処理方法等

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。したがって、その処理は排出事業者が自ら実施するか、産業廃棄物の処理業の許可を有する処理業者に委託して実施しなければなりません。

また、その処理に特別な技術を要することが多いので、廃棄物の種類に応じて分別・保管・収集運搬・中間処理・最終処分（埋立）の各処理ごとにその処理基準が設けられています。



《産業廃棄物処理業者のご紹介先》

（社）千葉県産業資源循環協会 ☎043-239-9920

5. 廃棄物の焼却の規制について

ごみを焼却することは、法律に従って行う場合や公益上または社会の習慣上やむを得ない場合または許可を受けた焼却炉を除き、禁止されています。（廃棄物処理及び清掃に関する法律第16条の2 [焼却禁止]）

○この資料の内容についての問い合わせ先

八千代市クリーン推進課 047-483-1151(代)

○ごみの搬入についての問い合わせ先

八千代市清掃センター 047-483-4521

☆まとめ

- 1 事業系ごみは、集積場所には出せません！！
- 2 まずは分別！！ 産廃と一廃と資源物を分別し適正に処理してください。
- 3 減量，資源化の意識を！！ 市民の方にも発信を！！

☆ごみ減量の挑戦目標！！

八千代市では、平成28年3月に八千代市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）を策定し、市民・事業者・市が連携して取り組んでいく挑戦目標を定めました。

事業系ごみにおいても、下表のとおり平成32年度に年間排出量11,315tを目標として定めました。

事業系ごみ排出量の現状としては、減少傾向にありますが、現状のまま推移すると目標を達成することができません。

また、目標達成には平成29年度実績より約607tの削減が必要となり、八千代市の事業所数を約6,000箇所と仮定すると、1事業所あたり年間約101kg、1日あたり約277gの削減が必要となります。（ごはん茶碗約1.8杯分 ※1杯150g）

日々の業務でさらにご負担をかけてしまうこととなりますが、「ごみの減量」、「資源化」の意識を日々お心がけいただきますようお願いします。

